

みやざきひなたビジョン運営業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

本県の食や観光、文化、スポーツなど様々な魅力をデジタルサイネージを通して情報発信することにより、首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」への来館を促すとともに、新宿に来街する幅広い層に宮崎をPRし、宮崎の認知度・魅力度の向上を図り、本県への観光誘客や県産品販売増等につなげる。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者（共同企業体での参加を含む。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めたものと随意契約を締結する。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

みやざきひなたビジョン運営業務

(2) 業務内容

「みやざきひなたビジョン運営業務委託仕様書」による。

4 企画提案競技参加資格

次の(1)～(9)のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込みの者で営業種目が「広告・宣伝」の者、又はこの委託業務と同種、同規模程度の業務の実績を有する者。

(3) 法令違反等による処分が継続していない者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

(5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(7) 県税に未納がない者。

(8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、

個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(9) 本業務の実施について、県の求めに応じ即座に対応できる体制を整えている者。

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

6 日程

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和6年3月15日（金） |
| (2) 企画提案競技参加申込期限 | 令和6年3月22日（金）正午まで |
| (3) 質問書受付期限 | 令和6年3月25日（月）午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月27日（水）午後5時まで |
| (5) 選定結果通知 | 令和6年3月28日（木） |

7 事務を担当する部局

〒880-8501

宮崎市橋通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局

国際・経済交流課 ひなたプロモーション担当

電話 0985-26-7591 FAX 0985-26-7327

E-mail kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

8 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領7の場所
- (2) 提出期限 令和6年3月22日（金）正午まで
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和6年3月22日（金）正午必着とする。）
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
 - ② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第2号）
 - ③ 使用印鑑届出書（様式第3号）
 - ④ （代理人を選定した場合）委任状（様式第4号）

9 質問及び回答

- (1) 提出方法 持参、郵便、電子メールまたはFAXとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第5号を用いること。

- (2) 提出場所 本要領7の場所
- (3) 提出期限 令和6年3月25日(月)午後5時まで
- (4) 回答期限 質問者に対して速やかに回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

10 企画書等提出

(1) 提出書類

下記①から⑤を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ① 企画提案競技申請書(様式第6号)
- ② 会社概要(様式第7号)
- ③ 企画提案書
- ④ 業務実績(既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績)
- ⑤ 納税証明書(県税に未納がないことの証明)

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領7の場所
- ② 提出期限 令和6年3月27日(水)午後5時まで
- ③ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても令和6年3月27日(水)午後5時必着とする。)

(3) 作成にあつての留意点

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 企画書のうち、企画提案競技申請書(様式第6号)1部(押印すること。)、会社概要(様式第7号)、企画提案書、業務実績等(過去5年以内の地方公共団体との契約実績等)を6部提出すること。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとする。
- ③ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ④ 企画提案書は、原則として次のとおりとする。
 - ・A4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。)
 - ・両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
 - ・表紙・目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にページ番号をふる。
 - ・提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
 - ・仕様書に記載されていない追加提案は、そのことが分かるようにするとともに、わかりやすく記載すること。
- ⑤ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）を1部提出すること。なお、納税証明書は、企画書提出前3ヶ月以内に発行されたものであること。

11 審査

書類審査とし、提出された企画書について、最も優れた提案をした1者を選定する。

なお、審査は県職員で行い、審査基準は、「みやざきひなたビジョン運營業務委託仕様書」及び「審査基準書」による。

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

12 企画提案に当たっての留意事項

(1) 提案に当たっては、審査基準を参考にしながら、以下について示すこと。

- ① デジタルサイネージを活用し、幅広い層の消費者に宮崎をPRし、宮崎の認知度好感度の向上を図るための考え方
- ② デジタルサイネージを活用した放映業務等、類似業務の実績
- ③ 多くのコンテンツを継続的に収集するための計画、方法、営業体制、強み
- ④ 急なイベント時の対応やコンテンツの配信を円滑に行うための稼働監視体制
- ⑤ 業務計画や収支見込、想定する広告料金
- ⑥ 広告見込数や広告効果を踏まえた、コンテンツの配信計画
- ⑦ 業務スケジュール、業務スケジュールを管理する手法

(2) コンテンツ募集に関する協力等、県に協力を求めることがあれば示すこと。

(3) その他、PR効果検証や効果を高める方策等、サイネージを利用した情報発信に関する提言があれば示すこと。

13 契約の締結等

(1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。

(2) 決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) プロモーション業務を担当する責任者等が業務を担当できなくなった場合、契約を締結しない場合がある。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または候補者決定までに上記4の参加資格を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 企画書が「みやざきひなたビジョン運營業務委託仕様書」に適合しない場合、及び本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした者
- (5) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者

- (6) 2人以上の代理人をした者
- (7) 氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (8) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 提出された資料は返還しない。